

優良繁殖牛群緊急整備支援事業（ゲノミック評価）事業実施要領

（趣旨）

第1条 優良繁殖牛群緊急整備支援事業（ゲノミック評価）（以下、「本事業」という。）の実施については、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱（令和5年11月29日府地創第327号、令和5年12月22日一部改正）熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（平成24年4月1日施行。以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（目的）

第2条 飼料価格の高騰等に起因する子牛価格の低迷などに対応するため、新技術（ゲノミック評価）を活用した繁殖雌牛の能力評価に取り組む経費を助成し、高価格帯での子牛取引につなげることを目的とする。

（事業実施主体）

第3条 本事業の事業実施主体は、公益社団法人熊本県畜産協会（以下、「畜産協会」という。）とする。

（事業内容）

第4条 県は、畜産協会が次に掲げる事業の実施に要する経費について助成する。

（1）黒毛和種におけるゲノミック評価を行うために要する経費

繁殖登録済、もしくは繁殖登録予定であり、令和6年（2024年）4月1日時点の月齢が、満36カ月齢以下の個体とする。また、ゲノミック評価結果を県に共有することに生産者が同意したものとする。加えて、所属する改良組合もしくは改良組織からの推薦を受けるものとする。

（2）付帯事務費

（補助事業対象経費及び補助率等）

第5条 本事業の補助対象経費及びこれに対する補助率等は、別表のとおりとし、県は予算の範囲内において助成する。

（補助金等の交付申請）

第6条 要項第6条第2項に規定する補助金の交付申請に添付する事業計画書は、別記第1号様式のとおりとする。

（補助金の変更交付申請）

第7条 要項第8条第2項の補助金変更交付申請書に添付する事業変更計画書は、別記第1号様式を準用する。

（補助金の交付）

第8条 要項第15条第2項の規定により、補助金の概算払又は前金払を受けようとする場合は、補助金概算払（前金払）請求明細書（別記第3号様式）を添付するものとする。

(実績報告)

第9条 要項第13条第2項の実績報告に添付する関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績(別記第1号様式を準用するとともに、別記第2号様式を添付する)
- (2) その他知事が必要と認める書類(改良組合もしくは改良組織からの推薦書及び同意書の写)

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和6年3月25日から施行し、令和6年4月1日から適用するものとする。

別表（要領第5条関係）

事業内容	事業実施主体	補助対象経費	補助率
黒毛和種繁殖雌牛の能力把握のために行うゲノミック評価に要する経費	公益社団法人熊本県畜産協会	ゲノミック評価の実施に要する経費	定額 (18千円/頭以内)